令和6年8月27日付け付議第1号事件

審理官忌避申立書

令和7年5月30日

電波監理審議会 殿

審査請求人　284-0003 千葉県四街道市鹿渡827-16
間　幸久
(連絡先　09079057388)
(連絡先　ja5fp@catv296.ne.jp)

審理官を忌避をされたいので、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第11条の規定により申し立てます。

1 忌避の対象とする審理官

主任審理官　三村　義幸

2 忌避の事由

2.1 電波法第88条第2項は「前項の審理開始通知書を発送したときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公告するとともに、その旨を知れている利害関係者に通知しなければならない。」と規定している。
しかるに、審理会を主宰すべき審理官は、処分庁である関東総合通信局長に対してこの規定による通知義務を執行しなかった。
請求人は第2回審理会及び第3回審理会の陳述において、関東総合通信局長が処分庁であるので知れている利害関係者に該当すると主張したが、審理官は関東総合通信局長が利害関係者であるとは認めず、審理開始通知をしないことで、依然として処分庁を審理会から意図的に排除している。仮に総務大臣が対審の当事者となるとしても、処分庁である関東総合通信局長の出頭は迅速・簡素な審理に有効であり、ことさら排除するに相当な理由はないものである。

2.2 行政不服審査法第29条第2項は「審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。」と規定している。
書面審査を原則とする行政不服審査法での弁明書に関する規定は口頭での対審を原則とする電波法では適用されないが、電波法第91条並びに電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第15条及び第16条の規定により、出頭した参加人から口頭により審査請求理由に対する処分庁の主張がされることとされている。
しかるに、審理官は処分庁である関東総合通信局長に陳述の機会を与えない構図の審理会のまま、不完全な構成で審理を強行している。

2.3 総務大臣代理人は過去の事例を挙げて、処分庁を審理会から排除することを企図し

ている。
審理官は、この法令に根拠のない総務省の慣行を易々として受け入れているが、これは行政不服審査の原則に違反している。

2.4 総務大臣代理人は、その準備書面 (1) において、審査請求の却下を要求した。審査庁である総務大臣が電波法第 85 条の規定に基づき審査・受理して、審査請求を電波監理審議会に付議しているのであるから、審理会が審査請求そのものを却下することは論理的にあり得ない。これを承知している総務大臣が、あえて審理会で暴論を陳述するのは、中立・公正であるべき電波監理審議会及び審理官への地位を利用した圧力である。
しかるに、独立して任に当たるべき審理官は、かかる総務大臣代理人を咎めることをしなかった。

3 審理会の出直しについて

3.1 電波監理審議会が第 1 審代替機能の役割を果たすためには、審理官による不法・不当な審理の主宰を止めることが求められる。

3.2 電波監理審議会が新たに審理官を指名して、適法に審査請求を処理されることを望むものである。